

河内町に建設コンサルタント業務等入札参加資格を申請する方へ

1 社会保険加入の要件化

建設コンサルタント業務等の申請受付に際しては、申請日時時点で、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の加入を要件とします（法令等に基づき適用を除外されている者は除く。）。

2 申請受付業種

- (1) 測量業務
- (2) 土木関係建設コンサルタント業務
（土木工事に関する調査、企画、立案、設計及び監理の業務）
- (3) 建築関係建設コンサルタント業務
（建築工事に関する調査、企画、立案、設計及び監理の業務）
- (4) 地質調査業務
（土木又は建築工事のための地質又は土質についての調査、計測、解析及び判定の業務）
- (5) 補償関係コンサルタント業務
 - ア 補償コンサルタント業務
（公共工事に必要な土地等の取得又は使用に伴う損失の補償その他の見積り業務）
 - イ 不動産鑑定評価業務
 - ウ 土地家屋調査業務
 - エ 計量証明業務

3 名簿の有効期間

令和9年3月31日まで（有効期間の始期については、「令和7・8年度建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請の手引き共通書類編4 入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

4 名簿の公表方法等

有資格者名簿につきましては、閲覧（河内町役場企画財政課）及びインターネット（河内町ホームページ）で公表します。

5 個別書類について

共通書類と共に、個別書類として以下の書類を各1部提出してください。

書類名	摘 要
個別書類チェック表	個別書類の表紙とすること。
未納のない証明書	河内町に納税義務がある場合に添付すること。

6 問い合わせ先

河内町役場 企画財政課 管財係

〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田1183

電話 0297-84-2111 内線162

E-mail : kizai@town.ibaraki-kawachi.lg.jp